

平成十三年国土交通省令第二十八号

国土交通省定員規則

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則を次のように定める。

（本省及び各外局別の定員）

第一条 国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、二〇五人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、五三八人	
合計	五九、一七八人	

（本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は各外局別の定員の範囲内において、国土交通大臣が別に定める。

附則 抄

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この本部令は、その施行の日に、国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）となるものとする。

附則（平成一三年三月二九日国土交通省令第六号）抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年四月一日国土交通省令第五一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

附則（平成一五年四月一日国土交通省令第四七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

附則（平成一六年四月一日国土交通省令第五五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成一七年四月一日国土交通省令第四二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

附則（平成一八年三月三一日国土交通省令第四八号）抄

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月一日国土交通省令第四〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一四号）抄

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第七九号）抄

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日国土交通省令第一〇九号）抄

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三一日国土交通省令第一七号）抄

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日国土交通省令第五四号）抄

1 この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第二〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日国土交通省令第三一号）抄

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年四月六日国土交通省令第四二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

附則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

附則（平成二六年二月一三日国土交通省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日国土交通省令第三〇号）抄

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日国土交通省令第二七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国土交通省定員規則（以下「新規則」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年九月一八日国土交通省令第七〇号）抄

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二八号）抄

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二八日国土交通省令第八六号）抄

1 この省令は、平成二九年三月三一日国土交通省令第一五号）抄

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

区分	期間	定員
本省	令和四年九月三十日までの間	三九、二七九人

2 本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(定員の期間別の特例)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則 (令和四年三月二十五日国土交通省令第一六号)
(施行期日) 抄

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年八月三十一日国土交通省令第五四号)
(施行期日) 抄

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三十一日国土交通省令第三〇号)
(施行期日) 抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年一〇月二十四日国土交通省令第四一号)
この省令は、令和二年一月七日から施行する。
附 則 (令和二年三月三〇日国土交通省令第一八号)
(施行期日) 抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年十二月二十七日国土交通省令第九二号)
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二十九日国土交通省令第三〇号)
(施行期日) 抄

1 (施行期日) 抄

附 則 (平成三〇年三月三〇日国土交通省令第二三号)
(施行期日) 抄